

第 14 期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2025年6月27日（金曜日）午後6時
受付開始：午後5時30分

開催場所 東京都品川区西五反田八丁目4番13号
五反田JPビルディング 3階
シティホール&ギャラリー五反田
(開催場所が昨年と異なりますのでご注意ください。
末尾の株主総会会場ご案内図をご参照
ください。)

第1号議案 取締役5名選任の件

第2号議案 監査役3名選任の件

目 次

第14期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告.....	5
連結計算書類.....	24
計算書類.....	27
監査報告.....	30
株主総会参考書類.....	36

株 主 各 位

証券コード 4256
(発送日) 2025年6月11日
(電子提供措置の開始日) 2025年6月5日
東京都品川区西五反田八丁目4番13号

株式会社サインド
代表取締役社長 奥脇 隆司

第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第14期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。



当社ウェブサイト <https://cynd.co.jp/ir/>

（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式基本情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「サインド」又は「コード」に当社証券コード「4256」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後記の議決権行使についてのご案内に従って、2025年6月26日（木曜日）午後7時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1 日 時	2025年6月27日（金曜日）午後6時（受付開始：午後5時30分）
2 場 所	東京都品川区西五反田八丁目4番13号 五反田JPビルディング 3階 シティホール&ギャラリー五反田 (開催場所が昨年と異なりますのでご注意ください。末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第14期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第14期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役5名選任の件 第2号議案 監査役3名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 連結計算書類の「連結注記表」
 - ② 計算書類の「個別注記表」従いまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月27日（金曜日）
午後6時（受付開始：午後5時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後7時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後7時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

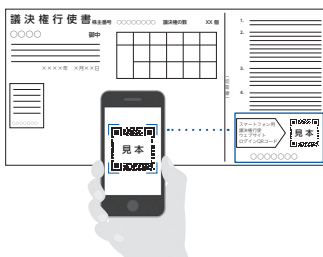
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

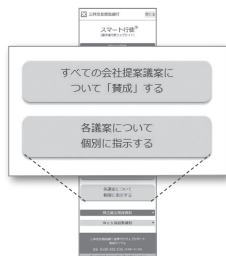
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

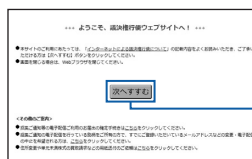
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

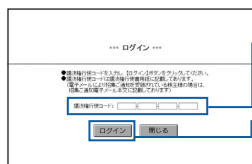
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

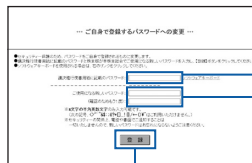
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、インバウンド需要の拡大や賃金上昇に伴う雇用・所得環境の改善を背景に、一部に足踏み感がみられるものの緩やかな回復が続いております。その一方で、円安の進行による各種原材料の高騰や賃金・物流費等様々なコスト上昇により、景気の先行きは依然不透明な状況が続いております。

理美容業界におきましては、市場規模は緩やかに回復しつつある一方で、業界内での競争激化や人手不足等の懸念もあり、引き続き注視が必要な状況が続くと見込まれます。

このような環境の中、当社グループは、「インターネットを通じて、心のつながりを提供する」というミッションのもと、理美容店舗に対して、店舗とお客様のつながりをサポートする、クラウド型予約管理システム「BeautyMerit（ビューティーメリット）」及び、複数の理美容店舗の集客サイト及び自社予約エンジンの在庫・料金等を一元管理する予約一元管理システム「かんざし」の提供を通じた事業展開を行ってまいりました。

当連結会計年度においては、引き続き当社グループのシェア拡大に向けて、新規顧客の開拓やパートナー企業との関係構築等、子会社のパシフィックポーター株式会社と連携して営業活動を推進してまいりました。

当社では、北海道地域のパートナー企業との連携や顧客サポート強化のため、2024年6月に札幌営業所を開設し、地場の理美容ディーラーとのEC機能でのシステム連携や、北海道で開催される理美容業界イベントへのブース出展を行うなど、北海道地域の営業活動の推進をはかりました。

また、全国各地で開催されている理美容業界イベントへのブース出展やイベントへの協賛等も行い、業界内でのサービスの認知拡大とパートナー企業との関係構築に努めました。営業力強化にむけて営業人員を中心とした採用活動を積極的に進めており、グループ全体で12名の純増となりました。11月に実施したオフィス移転では当初の計画通り本社移転費用として特別損失を計上しておりますが、オンラインセミナーの配信や採用活動等で活用しており、ブランドイメージの向上や人材獲得力の強化につなげております。このような取り組みを進めたことで、当社グループの契約店舗数は20,699店舗となり、順調に増加しております。

この結果、当連結会計年度における売上高は2,241,255千円（前連結会計年度比14.8%増）、営業利益は237,079千円（同46.6%増）、経常利益は227,986千円（同48.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は112,234千円（同193.1%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は149,204千円で、その主なものは本社移転に伴う内装工事によるものであります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第 11 期 (2022年 3 月期)	第 12 期 (2023年 3 月期)	第 13 期 (2024年 3 月期)	第 14 期 (当連結会計年度) (2025年 3 月期)
売上高 (千円)	－	1,303,191	1,952,047	2,241,255
経常利益 (千円)	－	348,546	153,595	227,986
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	－	233,231	38,293	112,234
1 株当たり当期純利益 (円)	－	40.21	6.60	19.23
総資産 (千円)	－	5,096,786	4,941,356	4,863,708
純資産 (千円)	－	3,157,712	3,196,005	3,315,228
1 株当たり純資産 (円)	－	544.43	551.04	548.70

(注) 1. 当社では、第12期より連結計算書類を作成しております。

2. 第13期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第12期に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第 11 期 (2022年 3 月期)	第 12 期 (2023年 3 月期)	第 13 期 (2024年 3 月期)	第 14 期 (当事業年度) (2025年 3 月期)
売上高 (千円)	1,089,125	1,303,191	1,492,519	1,685,479
経常利益 (千円)	274,279	372,080	430,063	431,547
当期純利益 (千円)	182,770	256,765	311,181	281,358
1 株当たり当期純利益 (円)	35.00	44.27	53.65	48.21
総資産 (千円)	3,171,147	4,905,733	5,017,403	5,138,933
純資産 (千円)	2,924,480	3,181,246	3,492,427	3,780,774
1 株当たり純資産 (円)	504.22	548.49	602.14	625.75

(注) 当社は、2021年 9 月 1 日付で普通株式 1 株につき 5 株の株式分割を行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり純資産、1 株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
パシフィックポーター株式会社	100,000千円	100%	予約一元管理システム「かんざし」の開発、予約一元管理サービスの提供

(4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は、以下のとおりです。

①サービスの向上

当社グループが競合優位性を確保しながら継続的に成長するためには、顧客満足度の向上に加えて、提供するサービスの価値を高め、低い解約率を確保することが重要であると認識しております。そのため、当社グループは、サービスの機能追加・機能改善を継続的に実施し、顧客満足度の向上に努めてまいります。

②システムの安定稼働と強化

当社グループのサービスは、インターネット技術を活用して事業を運営していることから、事業運営上、システムの安定稼働が極めて重要であると認識しております。このため、当社グループは顧客の増加、取扱データ容量の拡大に応じたサーバーの増強を含め、システムの安定化のため継続的にシステム強化に取り組んでまいります。

③情報管理体制の強化

当社グループは、多くの個人情報を扱っており、情報管理体制を継続的に強化していくことが重要であると考えております。現在も社内規程の厳格な運用、定期的かつ継続的な社内研修の実施、セキュリティシステムの整備等により、情報管理体制の強化徹底を図っておりますが、今後も社内体制や管理方法の強化・整備を行ってまいります。

④組織体制の強化

当社グループは、顧客基盤の拡大、サービスの利便性向上及び新規サービスの開発等により継続的に成長していくため、多岐にわたるバックグラウンドを有する優秀な人材を採用し、組織体制の強化を整備していくことが重要であると考えております。当社グループの理念に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくためには、積極的な採用活動を行なっていくとともに、従業員が働きやすい環境の整備、人事制度の構築に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

事業区分	事業内容
理美容ソリューション事業	「Beauty Merit」及び「かんざし」を理美容業界（美容室・ネイルサロン・まつげサロン・エステサロン等）に対してシステムを提供しております。

(6) 主要な事業所（2025年3月31日現在）

①当社

本社	東京都品川区
営業所	大阪営業所：大阪府大阪市中央区、福岡営業所：福岡県福岡市中央区、仙台営業所：宮城県仙台市青葉区、札幌営業所：北海道札幌市中央区

②子会社

パシフィックポーター株式会社	東京都品川区
----------------	--------

(7) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

企業集団の使用人の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
116名	12名増

(注) 従業員数は正社員人数であり、契約社員、臨時従業員（派遣社員・アルバイト・パート）は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	842,875千円
株式会社三井住友銀行	210,725千円
株式会社日本政策金融公庫	100,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式の状況 (2025年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 20,000,000株

(2) 発行済株式の総数 6,042,000株

(注) ストック・オプションの権利行使により、発行済株式の総数は242,000株増加しております。

(3) 株主数 1,275名

(4) 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
奥脇 隆司	2,180,000	36.08
高橋 直也	1,780,000	29.46
INTERACTIVE BROKERS LLC	405,000	6.70
亀井 信吾	350,000	5.79
池田 英右	130,000	2.15
PERSHING-DIV. OF DLJ SECS. CORP.	104,900	1.74
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	96,600	1.60
NATIONAL FINANCIAL SERVICES LCC	62,600	1.04
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	31,700	0.52
斉藤 尚徳	31,200	0.52

(注) 上記のほか、当社保有の自己株式25株があります。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

3 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第2回新株予約権	
発行決議日		2020年12月4日	
新株予約権の数		2,000個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき	10,000株 5株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり)	713円 143円)
権利行使期間		2022年12月5日から 2030年12月3日まで	
行使の条件		(注) 1、2、3、4、5、6、7	
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名
	社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	2,000個 10,000株 2名
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名

- (注) 1. 本新株予約権の付与時に当社の取締役及び従業員であった対象者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。
2. 対象者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合にのみ新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。本新株予約権の割当後、権利行使時まで、禁固刑以上の刑に処せられていないことを要する。
3. 対象者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

4. 対象者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
5. 対象者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
6. 本新株予約権の行使価額の年間の合計額が金1,200万円を上回らない範囲であること。
7. 対象者は、本件株式の上場日から起算して5年を経過する日までは本新株予約権を行使することができない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	奥 脇 隆 司	パシフィックポーター株式会社 取締役
代表取締役副社長	高 橋 直 也	管理部長
取締役	亀 井 信 吾	開発部長
取締役	菅 野 隆	
取締役	峰 崎 揚 右	株式会社パプレア 代表取締役
常勤監査役	小 山 肇	パシフィックポーター株式会社 監査役
監査役	加 久 田 乾 一	アイピーオー総合研究所株式会社 代表取締役社長
監査役	桜 井 祐 子	桜井法律事務所所長 株式会社イデア・レコード 社外監査役 株式会社ビジコム 社外監査役 株式会社JPMC 社外取締役

- (注) 1. 取締役 菅野隆及び峰崎揚右は、社外取締役であります。
2. 監査役 小山肇、加久田乾一及び桜井祐子は、社外監査役であります。
3. 監査役 加久田乾一は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役 桜井祐子は、弁護士の資格を有しており、法律等に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、社外取締役の菅野隆及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金及び訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。当該保険契約の被保険者の範囲は、取締役及び監査役であります。なお、保険料は全額当社が負担しており、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されません。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、株主総会の決議により役員報酬等の上限額を定めており、その上限額の範囲内で各役員の報酬額を決定いたします。

取締役に支給する報酬等の決定にあたっては、取締役会の委任に基づき、報酬会議で社外取締役も含めた構成員による十分な審議のうえ、報酬制度を含めた具体的な報酬額を決定いたします。報酬制度の改定など全体に関わる事項については、報酬会議にて承認された案を取締役会にて審議・決定しております。報酬会議は、代表取締役社長 奥脇隆司（議長）、代表取締役副社長 高橋直也（管理部長）、取締役 亀井信吾（開発部長）、社外取締役 菅野隆、社外取締役 峰崎揚右の取締役5名と、常勤監査役 小山肇、社外監査役 加久田乾一、社外監査役 桜井祐子の監査役3名により構成されております。

監査役の報酬については監査役の協議にて決定することとしております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額については、2019年5月23日開催の株主総会で当社の取締役年間報酬総額の上限は2億円（当該株主総会の終結時点の取締役の員数は2名）と決議されております。当社の取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、報酬会議の審議を経て決定しております。報酬会議は、原則として年1回定時株主総会後に開催し、報酬額の妥当性について慎重に検討し判断を行っております。

監査役の報酬限度額については、2019年5月23日開催の株主総会で当社の監査役年間報酬総額の上限は2,000万円（当該株主総会の終結時点の監査役の員数は0名）と決議されており、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役の協議により決定しております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会の委任に基づき、報酬会議にて取締役の個人別の報酬等の内容について十分な審議のうえで決定しております。

当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（うち社外取締役）	63,300千円 (5,700)	63,300千円 (5,700)	－千円 (－)	－千円 (－)	5名 (2)
監査役（うち社外監査役）	14,160 (14,160)	14,160 (14,160)	－	－	3 (3)
合 計（うち社外役員）	77,460 (19,860)	77,460 (19,860)	－ (－)	－ (－)	8 (5)

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 社外取締役峰崎揚右は、株式会社パプレアの代表取締役であります。兼職先と当社の間には特別な関係はありません。
- ・ 社外監査役小山肇は、パシフィックポーター株式会社の監査役であります。同社は当社の子会社であります。
- ・ 社外監査役加久田乾一は、アイピーオー総合研究所株式会社の代表取締役社長であります。兼職先と当社の間には特別な関係はありません。
- ・ 社外監査役桜井祐子は、桜井法律事務所の所長、株式会社アイデア・レコードの社外監査役、株式会社ビジコムの社外監査役及び株式会社JPMCの社外取締役であります。各兼職先と当社の間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役 に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 菅 野 隆	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席いたしました。 主に成長企業に対するアドバイザリー経験及び経営管理等の豊富な経験を持っており、企業経営等の見地から、取締役会において適宜質問し、意見を述べており、社外取締役の求められる役割・責務を十分に果たしております。
取締役 峰 崎 揚 右	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席いたしました。 主に企業経営者であり上場企業を含む複数の企業での役員としての豊富な経営経験や実績を持っており、企業経営等の見地から、取締役会において適宜質問し、意見を述べており、社外取締役の求められる役割・責務を十分に果たしております。
監査役 小 山 肇	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に、また、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。 主に企業経理及び内部監査等豊富な経験を持っており、経営管理等の見地から、取締役会及び監査役会において適宜質問し、意見を述べております。
監査役 加 久 田 乾 一	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回に、また、監査役会14回のうち13回に出席いたしました。 主に公認会計士としての専門的な見地から、取締役会及び監査役会において適宜質問し、意見を述べております。
監査役 桜 井 祐 子	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に、また、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。 主に弁護士としての専門的な見地から、取締役会及び監査役会において適宜質問し、意見を述べております。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が受けた過去２年間の業務の停止の処分に関する事項

金融庁が2023年12月26日付で発表した処分の概要

① 処分対象

太陽有限責任監査法人

② 処分の内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 ３か月（2024年１月１日から同年３月31日まで。
ただし、すでに監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）
- ・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）
- ・ 処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関することの禁止 ３か月（2024年１月１日から同年３月31日まで。）

③ 処分の理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である２名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 法令・定款及び社会規範を遵守するために、年に1回以上全社員を対象とした教育・指導を行い、周知徹底をする。
- (b) コンプライアンス規程を制定し、リスクコンプライアンス委員会の中でコンプライアンス体制の構築及び維持に努める。
- (c) コンプライアンスに関する教育及び研修は年に1回以上開催し、コンプライアンスに対する意識の向上と周知徹底を図るものとする。
- (d) 当社及び当社グループ内における法令遵守上疑義がある行為について、使用人が直接通報を行う手段を確保するための内部通報制度を設け、問題の未然防止と早期発見を図るものとする。
- (e) 健全な会社経営のため、反社会的勢力とは関わりを持たない体制を構築する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役の職務の執行に係る情報・文書（電磁的記録も含む）については、文書管理規程に従い適切に保存及び管理を行うものとする。
- (b) 取締役及び監査役が当該情報・文書等の内容を常時閲覧できる体制を確保するものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) リスクの未然防止、極小化のためにリスク管理規程を制定し、各種リスクに対応する組織・責任者を定め管理体制を構築し、当社及び当社グループのリスクを網羅的・総括的に管理を行う。
- (b) リスクコンプライアンス委員会を設置し、リスクに対する対応体制の強化を図るものとする。
- (c) 危機発生時には、対策本部を設置し社内等への適切な情報伝達と危機に対して適切且つ迅速に対処する。
- (d) 取締役・使用人のリスク管理マインド向上のために、勉強会、研修を年に1回以上定期的に実施する。また、必要に応じて内部監査を実施し、日常的リスク管理を徹底する。

④ **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- (a) 当社及び当社グループの取締役・使用人の役割分担、業務分掌、指揮命令関係等を通じ、職務執行の効率性を確保する。
- (b) 取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程等については、法令の改廃、職務の効率化の必要がある場合は随時見直すものとする。
- (c) 取締役会及び経営会議による月次業績等のレビューと改善策の実施を行う。また、取締役会及び経営会議は、定期的に毎月1回開催するほかに、必要に応じて臨時でも開催する。

⑤ **当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- (a) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社の業務に関する重要な情報については、報告責任のある取締役が定期的又は適時に報告して、取締役会において情報共有ならびに協議を行う。
- (b) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、子会社を管理する主管部門を「関係会社管理規程」において管理部と定め、子会社の事業運営に関する重要な事項について、管理部は子会社から適時に報告を受け。また、当社及び当社の子会社のリスク管理について定める「リスク管理規程」を策定し、同規程に従い、子会社を含めたリスクを統括的に管理する。
- (c) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の管理を行う。
- (d) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
内部監査担当者は、当社及び当社の子会社の内部監査を実施し、業務の適正性を監査する。内部監査の結果は、取締役及び監査役に報告する。

⑥ **監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- (a) 監査役が十全の監査を行うために補助使用人の求めにより、取締役会は補助使用人を設置するかどうか、人数、報酬、地位（専属か兼業か）について決議するものとする。
- (b) この補助使用人の異動及び人事評価には監査役の同意を必要とする。
- (c) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人は、その命令に関して取締役等の指揮命令を受けないものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (a) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議及び希望する任意の会議に出席、又は取締役及び使用人から業務執行状況の報告を求めることができ、取締役及び使用人は、これに応じて速やかに報告する。
- (b) 当社及び当社グループの取締役又は使用人は、法定の事項に加え以下に定める事項について、発見次第速やかに監査役に対して報告を行う。
 - イ. 会社の信用を大きく低下させたもの、又はその恐れのあるもの
 - ロ. 会社の業績に大きく影響を与えたもの、又はその恐れのあるもの
- (c) 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを保障する。
- (d) 内部監査実施状況、コンプライアンス違反に関する通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査の実施にあたり監査役が必要と認める場合における弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携し、監査業務に関する助言を受ける機会を保証する。
- (b) 監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。

⑨ 監査役の職務執行について発生する費用等の処理に係わる方針

監査役の職務の執行について発生する費用の前払の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用等の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行える体制とする。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (a) 財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役社長を筆頭として、全社的な統制活動及び各業務プロセスレベルの統制活動を整備し、その運用体制を構築する。
- (b) 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程等の適切な整備及び運用を行う。
- (c) 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば、必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保する。
- (d) 財務報告に係る内部統制の評価担当者は、当社及び当社グループの財務報告に係る内部統制について適時に監査を行い、是正や改善の必要があるときには、被監査部署に是正・改善を求め、被監査部署は速やかにその対策を講ずる。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (a) 当社及び当社グループは、反社会的勢力対応規程及び反社会的勢力調査マニュアルにおいて、反社会的勢力による被害の防止並びに反社会的勢力の排除について規定し、全取締役・使用人へ周知徹底するものとする。
- (b) 反社会的勢力排除に向けて、不当要求がなされた場合の対応基本方針、対応責任部署、対応措置、報告・届出体制等を定めた反社会的勢力対応規程及び反社会的勢力対応マニュアルを制定し、事案発生時に速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

① 取締役の職務の執行について

取締役会を19回開催し、取締役及び監査役の出席の下、議案の決議や報告、また重要な経営戦略等の事項を協議しております。

② 監査役の職務の執行について

監査役会を14回開催した他、監査役会で定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役との情報交換や、内部監査担当者、会計監査人を含めた三様監査等を実施しております。

③ コンプライアンスについて

- (a) コンプライアンス規程やマニュアルを定め、入社時だけでなく入社後も適宜研修を実施し、コンプライアンス意識の向上に努めております。
- (b) 内部通報規程を定め、社内だけでなく顧問弁護士事務所への外部窓口も設定し、全社員に周知しております。

④ 内部監査について

内部監査担当者が内部監査計画に基づき、定期的な内部監査を実施しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しており、利益配当につきましては、内部留保とのバランスを考慮しながら配当を実施していくことを基本方針としております。

当社は、剰余金の配当を行う場合は、年に1回の期末配当を基本方針としており、その他年1回の中間配当を行うことができる旨及び上記の他に基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。また、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,282,370	流 動 負 債	762,310
現金及び預金	2,071,316	買 掛 金	4,240
売 掛 金	169,311	1 年 内 返 済 予 定 の	382,145
棚 卸 資 産	168	長 期 借 入 金	
そ の 他	42,352	未 払 金	105,113
貸 倒 引 当 金	△778	未 払 法 人 税 等	75,155
固 定 資 産	2,581,337	賞 与 引 当 金	35,560
有 形 固 定 資 産	145,326	そ の 他	160,095
建 物 附 属 設 備	114,088	固 定 負 債	786,168
工 具 、 器 具 及 び 備 品	31,237	長 期 借 入 金	771,455
無 形 固 定 資 産	2,313,613	繰 延 税 金 負 債	14,713
ソ フ ト ウ エ ア	20,605	負 債 合 計	1,548,479
の れ ん	2,156,341	(純 資 産 の 部)	
顧 客 関 連 資 産	136,666	株 主 資 本	3,315,228
投 資 そ の 他 の 資 産	122,397	資 本 金	53,509
敷 金 及 び 保 証 金	87,859	資 本 剰 余 金	2,346,509
繰 延 税 金 資 産	26,419	利 益 剰 余 金	915,240
そ の 他	10,516	自 己 株 式	△29
貸 倒 引 当 金	△2,397	純 資 産 合 計	3,315,228
資 産 合 計	4,863,708	負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,863,708

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

目 科				金 額	
売上	上	原	高		2,241,255
売上	上	利	価		497,731
売上	上	総	益		1,743,524
販売	費	一	費		1,506,444
営業	業	外	益		237,079
営業	業	取	利	1,160	
受	取	配	当	0	
受	取	収	入	21	1,181
営	業	外	費		
支	払	利	息	10,274	
雑		損	失	0	10,275
経	常	利	益		227,986
特	別	損	失		
本	社	移	転	費	26,119
税金	等	調	整	前	26,119
法人	税	、	住	民	142,100
法人	税	等	調	整	△52,468
当期	純	利	益		112,234
非	支配	株	主	に	89,631
親	会社	株	主	に	112,234
					—
					112,234

– 25 –

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
当連結会計年度期首残高	1,197,000	1,196,000	803,005	－	3,196,005	3,196,005
当連結会計年度変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)	3,509	3,509			7,018	7,018
減 資	△1,147,000	1,147,000			－	－
自 己 株 式 の 取 得				△29	△29	△29
親会社株主に帰属する当期純利益			112,234		112,234	112,234
当連結会計年度変動額合計	△1,143,491	1,150,509	112,234	△29	119,223	119,223
当連結会計年度末残高	53,509	2,346,509	915,240	△29	3,315,228	3,315,228

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集と通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,999,364	流 動 負 債	686,704
現金及び預金	1,846,248	1年内返済予定の長期借入金	382,145
売掛金	123,510	未払金	75,634
棚卸資産	168	未払費用	22,957
前払費用	27,079	未払法人税等	75,010
その他	3,060	未払消費税等	15,709
貸倒引当金	△704	前受金	1,701
固 定 資 産	3,139,569	預り金	77,850
有形固定資産	143,123	賞与引当金	35,560
建物附属設備	114,088	その他の	133
工具、器具及び備品	29,034	固 定 負 債	671,455
無形固定資産	1,120	長期借入金	671,455
ソフトウェア	1,120	負 債 合 計	1,358,159
投資その他の資産	2,995,326	(純 資 産 の 部)	
破産更生債権等	2,397	株 主 資 本	3,780,774
敷金及び保証金	87,359	資 本 金	53,509
保険積立金	8,000	資 本 剰 余 金	2,346,509
繰延税金資産	26,419	資本準備金	3,509
関係会社株式	2,873,428	その他資本剰余金	2,343,000
その他	118	利 益 剰 余 金	1,380,786
貸倒引当金	△2,397	その他利益剰余金	1,380,786
資 産 合 計	5,138,933	繰越利益剰余金	1,380,786
		自 己 株 式	△29
		純 資 産 合 計	3,780,774
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,138,933

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上高			1,685,479
売上原価			288,204
売上総利益			1,397,275
販売費及び一般管理費			957,144
営業利益			440,131
営業外収益			
受取利息	1,072		
受取配当金	0		
雑収	15		1,087
営業外費用			
支払利息	9,670		9,670
経常利益			431,547
特別損失			
本社移転費用	25,093		25,093
税引前当期純利益			406,454
法人税、住民税及び事業税	141,796		
法人税等調整額	△16,700		125,095
当期純利益			281,358

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本合 計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合 計	その他利益剰余金	利益剰余金合 計			
					繰越利益剰余金				
当 期 首 残 高	1,197,000	1,196,000	－	1,196,000	1,099,427	1,099,427	－	3,492,427	3,492,427
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	3,509	3,509		3,509				7,018	7,018
減 資	△1,147,000	△1,196,000	2,343,000	1,147,000				－	－
自 己 株 式 の 取 得							△29	△29	△29
当 期 純 利 益					281,358	281,358		281,358	281,358
当 期 変 動 額 合 計	△1,143,491	△1,192,491	2,343,000	1,150,509	281,358	281,358	△29	288,346	288,346
当 期 末 残 高	53,509	3,509	2,343,000	2,346,509	1,380,786	1,380,786	△29	3,780,774	3,780,774

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

株式会社サインド
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	桐川	聡
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石田	宏

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サインドの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サインド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

株式会社サインド
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 桐 川 聡
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石 田 宏

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サインドの2024年4月1日から2025年3月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第14期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、取締役会で定期的に報告を受けるとともに、常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役及び使用人から直接その職務の執行状況や事業報告を受け、企業集団としての情報収集を図りました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

株 式 会 社 サ イ ン ド 監 査 役 会

常 勤 監 査 役 小 山 肇 ㊟

社 外 監 査 役 加 久 田 乾 一 ㊟

社 外 監 査 役 桜 井 祐 子 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案

取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役2名を含む取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位	
1	おくわき 奥脇 りゅうじ 隆司	代表取締役社長	再 任
2	たかはし 高橋 な お や 直也	代表取締役副社長	再 任
3	か め い 亀井 し ん ご 信吾	取締役	再 任
4	か ん の 菅野 たかし 隆	社外取締役	再 任 社 外 独 立
5	みねざき 峰崎 ようすけ 揚右	社外取締役	再 任 社 外

再 任

再任取締役候補者

社 外

社外取締役候補者

独 立

証券取引所の定めに基づく独立役員

招集と通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者
番号

1

おくわき りゅうじ
奥脇 隆司

(1988年8月24日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当

2011年 4 月 比較.com株式会社
(現 手間いらす株式会社) 入社
2011年10月 **当社設立**
代表取締役社長 (現在)
2023年 2 月 パシフィックポーター株式会社
取締役 (現在)

重要な兼職の状況：パシフィックポーター株式会社 取締役

所有する当社の株式数：2,180,000株

在任年数：13年9カ月

取締役会出席状況：100% (19回/19回中)

取締役候補者とした理由

奥脇隆司氏を取締役候補者とした理由は、同氏は当社創業から代表取締役として指揮を執り、業績向上や東京証券取引所への上場など、当社の企業価値向上に対して多大な功績をあげてまいりました。理美容業界及び経営に関する豊富な経験と幅広い見識は、当社の持続的な成長と企業価値の更なる向上に必要であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

2

たかはし
高橋
なおや
直也

(1985年6月4日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当

2008年 4 月 比較.com株式会社
(現 手間いらす株式会社) 入社
2011年10月 当社設立 取締役
2019年 9 月 当社代表取締役副社長
2019年10月 当社代表取締役副社長
兼管理部長 (現任)

重要な兼職の状況：－

所有する当社の株式数：1,780,000株

在任年数：13年9カ月

取締役会出席状況：100% (19回/19回中)

取締役候補者とした理由

高橋直也氏を取締役候補者とした理由は、同氏は当社創業から取締役として指揮を執り、経営戦略の推進や経営体制に関する組織設計など、経営全般機能を担い、当社の事業成長を牽引してまいりました。理美容業界及び当社事業における幅広い見識は、当社の持続的な成長と企業価値の更なる向上に必要であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

招集と通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者
番号

3

か め い し ん ご
亀 井 信 吾

(1977年4月2日生)

再 任

略歴、当社における地位及び担当

2003年 4 月 株式会社アド・ホック 入社
2007年 2 月 比較.com株式会社
(現 手間いらす株式会社) 入社
2008年11月 株式会社プラスアルファ
(現 手間いらす株式会社) 入社
2016年 1 月 株式会社Project8
(現 株式会社 集英社アーツ&デジタル)
入社
2019年 8 月 当社取締役 開発部門統括
2023年 5 月 **当社取締役兼開発部長 (現任)**

重要な兼職の状況：－

所有する当社の株式数：350,000株

在任年数：5年11カ月

取締役会出席状況：100% (19回/19回中)

取締役候補者とした理由

亀井信吾氏を取締役候補者とした理由は、同氏はIT業界でのシステム開発、プロジェクト・マネジメント業務をはじめ、多数のプロダクト開発責任者を経験し、当社のプロダクト開発を統括しております。システム開発に関する幅広い見識と経験は、当社のシステム開発における管理・監督を期待できるものであり、当社の持続的な成長と企業価値の更なる向上に必要であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者
番号

4

かの
菅野
たかし
隆

(1958年11月2日生)

再任

社外

独立

略歴、当社における地位及び担当

1983年 4 月	マッキンゼー・アンド・カンパニー 入社	2007年12月	ケンコーコム株式会社 (現 Rakuten Direct株式会社) 入社
1991年12月	住友信託銀行株式会社 (現 三井住友信託銀行株式会社) 入行	2011年12月	ケンコーロジコム株式会社 (現 Rakuten Direct Logistics 株式会社) 代表取締役
1996年 9 月	CSKベンチャーキャピタル 株式会社 入社	2014年10月	株式会社ディスコ 入社
1999年 4 月	株式会社NTTドコモ 入社	2017年 1 月	早稲田フロンティアマインド株式会社 入社
2003年 2 月	マイクロソフトコーポレーション 入社	2019年12月	当社社外取締役 (現任)
2004年 5 月	株式会社カービュー取締役		
2006年12月	比較.com株式会社 (現 手間いらず株式会社) 入社		

重要な兼職の状況：－

所有する当社の株式数：－

在任年数：5年7カ月

取締役会出席状況：100% (19回/19回中)

社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

菅野隆氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は上場企業の経営管理に携わる等、長年にわたって培われた企業経営に関する幅広く高度な知見と豊富な経験を有しており、経営の監視や適切な助言をいただくことを期待したため、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。

招集と通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者
番 号

5

みねざき
峰崎
ようすけ
揚右

(1973年4月19日生)

再 任

社 外

略歴、当社における地位及び担当

1999年 4 月	日本オラル株式会社 入社	2011年 5 月	株式会社リベント 取締役
2001年 7 月	カーポイント株式会社 (現 株式会社カービュー) 入社	2016年 4 月	株式会社パプレア設立 代表取締役 (現任)
2005年 8 月	株式会社インデックス 入社	2020年11月	当社社外取締役 (現任)
2005年 9 月	ポイントオン株式会社 転籍	2022年 9 月	株式会社セリュール 取締役
2007年 9 月	比較.com株式会社 (現 手間いらず株式会社) 取締役		
2008年 4 月	グローバルトラベルオンライン 株式会社 (現 手間いらず株式会社) 取締役		

重要な兼職の状況：株式会社パプレア 代表取締役

所有する当社の株式数：－

在任年数：4年8カ月

取締役会出席状況：100% (19回/19回中)

社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

峰崎揚右氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は企業経営者であり、上場企業を含む複数の企業での役員としての豊富な経営経験や実績、広範な人脈に基づいた知見を有しており、当社の経営に対して有益なご意見やご指導をいただくことを期待したため、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 菅野隆氏及び峰崎揚右氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、菅野隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 当社は、菅野隆氏及び峰崎揚右氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております。なお、保険料は全額当社が負担しており、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されません。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案

監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位			
1	こやま はじめ 小山 肇	常勤社外監査役	再任	社外	独立
2	か く た けんいち 加久田 乾一	社外監査役	再任	社外	独立
3	さくら い ゆう こ 桜井 祐子	社外監査役	再任	社外	独立

再任

再任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者
番号

1

こやま はじめ
小山 肇

(1952年12月28日生)

再任

社外

独立

略歴、当社における地位

1979年11月	株式会社ロツテリア 入社	2012年5月	株式会社ハピネス・アンド・ディ 入社
1998年8月	東和産業株式会社 入社	2014年12月	株式会社バーガーキングジャパン・ホールディングス（現 株式会社ビーケージャパンホールディングス） 入社
2000年4月	同社分社化による東和フードサービス株式会社へ転籍	2020年3月	当社社外監査役（現任）
2006年8月	株式会社みのや 入社	2023年2月	パシフィックポーター株式会社監査役（現任）

重要な兼職の状況：パシフィックポーター株式会社 監査役

所有する当社の株式数：－

在任年数：5年4か月

取締役会出席状況：100%（19回/19回）

監査役会出席状況：100%（14回/14回）

社外監査役候補者とした理由

社外監査役の小山肇氏は、企業の経理責任者として長年、企業経理及び財務に精通しており、さらに上場企業の内部監査部門の責任者として内部監査及び内部統制に精通していることから、当社の社外監査役として適任であると判断し、同氏を引き続き社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者
番号

2

か く た けんいち
加久田 乾一

(1954年12月14日生)

再任

社外

独立

略歴、当社における地位

1978年11月	新和監査法人（現 有限責任あずさ 監査法人）入所	2000年7月	アイピーオー総合研究所株式会社代表取締役社長（現任）
1982年9月	公認会計士登録	2012年6月	株式会社WDI監査役
1986年10月	青山監査法人入所	2019年9月	当社社外監査役（現任）
1996年7月	同所 代表社員		

重要な兼職の状況：アイピーオー総合研究所株式会社 代表取締役社長

所有する当社の株式数：－

在任年数：5年10か月

取締役会出席状況：95%（18回/19回）

監査役会出席状況：93%（13回/14回）

社外監査役候補者とした理由

社外監査役である加久田乾一氏は、公認会計士資格を有しており、長年の公認会計士業務及び税理士業務にて培われた専門知識とご経験が、当社のコーポレート・ガバナンス体制のさらなる強化に貢献いただけるものと考え、社外監査役として適任であると判断し、同氏を引き続き社外監査役候補者いたしました。

招集と通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者
番号

3

さくら い ゆう こ
桜井 祐子

(1987年2月18日生)

再任

社外

独立

略歴、当社における地位

2015年1月	弁護士登録 福家総合法律事務所 入所	2019年12月	株式会社ビジコム社外監査役 (現任)
2016年4月	東京弁護士会常議員	2020年2月	佐藤総合法律事務所入所
2017年9月	外務省国際法局経済条約課着任	2020年3月	当社社外監査役 (現任)
2019年4月	福家総合法律事務所帰任	2022年1月	桜井法律事務所 所長 (現任)
2019年4月	株式会社イデア・レコード社外監査役 (現任)	2022年3月	日本管理センター株式会社 (現 株式会社JPMC) 社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況：桜井法律事務所所長

株式会社イデア・レコード 社外監査役
株式会社ビジコム 社外監査役
株式会社JPMC 社外取締役

所有する当社の株式数：－

在任年数：5年4か月

取締役会出席状況：100% (19回/19回)

監査役会出席状況：100% (14回/14回)

社外監査役候補者とした理由

社外監査役の桜井祐子氏は、弁護士として高度な専門的知識と幅広い見識、豊富な経験を有し、企業法務に精通していることから、当社の社外監査役として適任であると判断し、同氏を引き続き社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小山肇氏、加久田乾一氏及び桜井祐子氏は、社外監査役候補者であります。
3. 小山肇氏、加久田乾一氏及び桜井祐子氏は、現在、当社の社外監査役であります。それぞれの監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって小山肇氏が5年4か月、加久田乾一氏が5年10か月、桜井祐子氏が5年4か月となります。
4. 当社は、小山肇氏、加久田乾一氏及び桜井祐子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております。なお、保険料は全額当社が負担しており、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されません。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、小山肇氏、加久田乾一氏及び桜井祐子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場

シティホール&ギャラリー五反田

東京都品川区西五反田八丁目4番13号 五反田JPビルディング 3階

開催場所が昨年と異なりますのでご注意ください。



交通

J R 山手線 五反田駅 西口から徒歩5分
都営地下鉄浅草線

東急池上線 大崎広小路駅 徒歩1分

J R山手線・湘南新宿ライン 大崎駅 西口から徒歩7分